

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外

昭和三十三年四月二十三日

○第二十六回 衆議院會議録第三十五号

昭和三十三年四月二十三日(火曜日)

昭和三十三年四月二十三日
午後一時 本会議

●本日の会議に付した案件

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

教員養成機関の改善と充実に並びに理科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案(坂田道太君外四十二名提出)

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)

臨時恩給等調査会設置法案(内閣提出)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

自転車競技法を廃止する法律案(永井勝次郎君外十一名提出)

小型自動車競走法を廃止する法律案(永井勝次郎君外十一名提出)

自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出)

小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)

臨時受託調達特別会計法案(内閣提出)

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

午後一時三十七分開議

○議長(益谷秀次君) これより会議を開きます。

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件

○議長(益谷秀次君) お諮りいたします。内閣から、電波監理審議会委員に秋山龍君及び丹羽保次郎君を任命したので、電波法第九十九条の第三項の規定により本院の同意を得たいとの申し出があります。右申し出の通り同意を与えるに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、同意を与えるに決しました。

教員養成機関の改善と充実に並びに理科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案(坂田道太君外四十二名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、坂田道太君外四十二名提出、教員養成機関の改善と充実に並びに理科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案は、提出者の要求の通り委員会の審査を省略してこの際これを上程し、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

教員養成機関の改善と充実に並びに理科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案を議題といたします。提出者の趣旨弁明を許します。坂田道太君。

教員養成機関の改善と充実に並びに理科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案

教員養成機関の改善と充実に並びに理科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案

大戦終了後すでに十有余年、世界の各国は今やあらゆる面において長足の進歩をなしつつあり、ことにその學術、産業の面においてしかりである。今にしてわが國が、國運の根を傾注するにあらずば、悔を千載に残すことは明らかである。教育の根幹はその師たる人のいかにあり、産業の基盤が學術ことに自然科学、技術にかかるときわめて大なる点にかんがみて、政府はすみやかに、重大なる決意の下に、次の諸点について所要の措置を講ずべきものと認める。

一 教員養成機関の改善と充実に並び、中等、高等学校における理数関係の教育内容の向上と技能教育の振興。

二 大学における自然科学、技術に関する教育又は研究の部門及び自然科学、技術に関する研究所の拡充並びにこれらの新設。

然科学、技術に関する研究所の拡充並びにこれらの新設。

右決議する。

〔坂田道太君登壇〕

○坂田道太君 私は、両院を代表いたしましたとして、ただいま議題となりました教員養成機関の改善と充実に並びに理科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案につきまして、その提案の趣旨を申し上げます。

まず、決議案を朗読いたします。

教員養成機関の改善と充実に並びに理科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案

大戦終了後すでに十有余年、世界の各国は今やあらゆる面において長足の進歩をなしつつあり、ことにその學術、産業の面においてしかりである。今にしてわが國が、國運の根を傾注するにあらずば、悔を千載に残すことは明らかである。教育の根幹はその師たる人のいかにあり、産業の基盤が學術ことに自然科学、技術にかかるときわめて大なる点にかんがみて、政府はすみやかに、重大なる決意の下に、次の諸点について所要の措置を講ずべきものと認める。

一 教員養成機関の改善と充実に並び、中等、高等学校における理数関係の教育内容の向上と技能教育の振興。

二 大学における自然科学、技術に関する教育又は研究の部門及び自然科学、技術に関する研究所の拡充並びにこれらの新設。

以上が決議案の内容でございます。

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十五号

電波監理審議会委員任命につき同意を求めるの件 教員養成機関の改善と充実に並びに理科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十五号 教員養成機関の改善と充実に伴ひに理数科教育及び自然科学研究の振興に関する決議案

六三二

最近十年間、世界における自然科学技術の進歩は驚くべきものがあつて、それは漸次産業構造に変化を及ぼし、ことに原子力の研究、原子エネルギーの平和利用、電子工業、オートメーションの発達等が第二の産業革命をもたらしつつあることは、皆御承知の通りであります。戦前ならば数百人を要した発電所も、今日、ワン・マン・コントロール、あるいはノー・マン・コントロールで、数十万キロワットの発電電業務を行なつておりますし、また、以前は何千人かの労働者を必要とした生産会社も、その十分の一の労働者をもつて、昔の数倍、数十倍の生産を上げてゐるのであります。自然科学の発達、技術の高度化が、生産の拡大、国民所得の増加、国民生活水準の向上を招き、雇用の増大と労働時間の短縮、国民の豊かな文化生活を約束する時代となつたのであります。今日、完全雇用を目ざす福祉国家の建設は、無限のエネルギーの活用を遂げる科学者の聡明な頭脳と、そのエネルギーを生産化する技術者の高度の手腕と、それらの科学者、技術者を生み出すためのよりよい教育制度にあると考えるのでございます。これら新時代の要請にこたえる教育制度を持つて、初めて近代国家として先進諸国との競争に勝利をおさめることができると確信いたすものであります。

イギリスでは、一昨年一月、イーデンが、ブラック・ボードで科学技術教育について演説し、二月には技術教育白書を発表、大学における理工系卒業者の数を、五年間に、上級五〇％、下級技術者を一〇％増す方針を決定いたしましたし、これに必要な一億ポンド、約一千億円を支出せんとしているものであります。ソ連におきましても、第六次五カ年計画で、現在の五割増、五年間に新たに九十万人の科学者、技術者の養成を目標としてゐるのであります。アメリカでも、アイゼンハワー大統領は、科学技術者拡充委員会を設置して、ソ連におくれをとるまいとしてゐる実情であります。しかるに、わが国におきましては、大学卒業者のうち、理工科系は全体の二五％、ことに私立大学に至りましては、わずかに一三％にすぎない現状であります。科学技術研究費も、昭和三十三年度において百七十八億円で、国民所得に対する比率は〇・二％、アメリカの〇・八％、イギリスの〇・五％に比して格段の開きがあります。ここに、われわれは、技術革新に基く今後の経済発展に適應する科学者、技術者の計画的養成の重要性を痛感するものであります。しこして、それを達成するためには、まずもつて義務教育より大学までの一貫した科学技術教育の制度的、内容的改善こそ急務であり、ひいては、現職技術者の質的向上を目ざす技術者教育についても根本的改革が立てられなければならないと存する次第でございます。

これらの観点から、当面急を要する問題といたしまして、第二の国民の教育という大任を目標とする教員養成大学の改善充実をはかり、義務教育の充実、ことに小中高等学校における理数科教育、技術教育を振興し、もつて大学における自然科学、技術に関する教育のための基礎教育を確立するとともに、自然科学、技術に関する大学及び研究所の兩面的拡充をなし、これらに必要な経費を十分に供与することが緊要であると信ずるものであります。すなわち、まず第一に教員養成大学の改善充実であります。戦前の師範学校にかわるものとして発足いたしました教員養成の大学も、占領下早々の間に設けられ、十分な教授陣容もなく、施設、設備も整わないままに発足いたしましたために、現在幾多の障害に直面していることは、皆御承知の通りであります。

その一つは、今日、教員を志望して、その関係の大学を卒業しても、その志を得られない卒業生が全体の一五％もある。しかも、この傾向は今後ますます増大されるものと思われざるを得ない。このように、教員の志望者は多く、しかも、その志を得ない者が漸次増加しつつあるという変態のこのときにこそ、政府が勇断をもつて、クラス当り児童六十名にも及ぶというが、とき教育効果の上らない学級定員が至るところにあるという状態を解消いたしまして、北歐諸国の三十名ないし二十五名まではむすかしいといたしまして、最も教育効果の上る学級定員を設定し、それを目標としつつ、日本の実情と教員の需給のバランスを勘案した年次計画を立てる絶好の機会といたすべきではないかと考えるのでございます。(拍手)

いま一つは、大学設立当時、画一的に一県一校を建前としたために、かつて教員需給のバランスを失い、教育の機会均等を失したところも生じてきたことでもあります。もともと、教員養成の大学は、大学としての高いレベルを維持することの必要なことももちろんであります。同時に、児童と同じ歴史と環境のもとに育った教員が、次の世代を背負う生徒、児童とまた同じ環境のもとで教え導いていくところに、大きな意義があると存するものであります。(拍手)このように、いわば地域性を持ったところに一般の大学と異なつた教員養成大学の特徴があると考へられるのであります。また、時代の進運につれ、臨時的二年制の課程も漸次四年制の課程に切りかえて、教育内容の充実改善をはかり、もつて将来の教員たるべき資質の向上と、その教職としての重大なる使命の自覚とを促すことも喫緊のこととなつたのでございます。従つて、政府は、従来の行きがかりにとらわれることなく、教員養成大学の使命にかんがみ、必要に応じ、その地域における伝統と実情を勘案し、教員の需給のバランスを考慮して四年課程の拡充をはかる等、教育の機会均等を失すおそれなきための適宜の措置を講ずべきものと考えるのであります。また、科学技術の進歩に伴い、これらの要請に應ずる教員の養成については、当然内容的にも改善すべきものと信ずるのであります。

第二に、小中高等学校における理数科教育の内容の向上と、技能教育の振興についてであります。小中高等学校における理数関係の教育は、将来大学に進み、自然科学の高い教育を受け、あるいは研究をなし、技術を体得する上に最も必要な基礎であるばかりでなく、哲学、法学等の人文諸科学の学習研究のためにも、きわめて肝要な基礎条件であると考えられるのでございませう。これが偉大な発明発見のとりとて母体であることは、今さらに申すまでもないことと存じます。しかるに、戦後小中学校における算数教育のレベルの低下は著しいものがあり、これは識者の一致して認めるところであります。すなわち、政府は、この際、理数教育の根本的改革をなし、技能教育の振興をはかり、あわせて、これらに関する現職教員の再教育制度をも樹立するなど、もつて優秀なる人材を確保すべきものと考へるのであります。さらにまた、戦後の一般教養の教育を重視する、いわゆる単線型の教育制度につきましても、十年の経緯と、わが国の実情から反省検討を加え、むしろ、イギリスを初めとする西歐諸国において実施されておりますように、新時代に即応する立場から、子供の才能に応じ、子供の傾向に応じて、比較的若い年代から進学の方向を決定する、いわゆる複線型の教育制度についても、この際政府は慎重に検討を加へるべき段階であると思ひます。(拍手)

第三にいたしましては、大学、研究所における自然科学、技術に関することとでございます。まず、大学では、御承知の通り、制度上教育と研究との二面の使命を帯びてゐるものでございまして、教育と研究との成否は、ひいては経済の発展に影響するものであります。資源に恵まれます、人口の過剰に悩むわが国においてこそ、すべての国費に優先して、これらの大学、研究所の設備改善に全力を注ぐべきものと考へるのであります。しかるに、実際は、これと正反対で、学者は清貧に甘んじ、実験用の機械器具等も、研究費の不足のために、みずから素材を買ひ集めておる状況であり、日進月歩の世界学

界のレポートの印刷物すら、わずかにその一部を買い得るにすぎないのであります。湯川博士や今度の南極観測の永田教授にその一例を見られる通り、わが国には世界的の優秀な学者がきわめてたくさんおられるのであります。これが、予算的制約のために、研究の著しい能率の低下を示しているのではありません。アメリカでは、一講座の研究費は約二十万ドル、七千二百万円であるのに対して、わが国では、一流の大学でも、わずかに十六、七万円以下であり、研究の設備につきましても、明治時代、大正時代のものが大半を占める状態であります。政府は、この際、思い切つてこの種の大学、研究所の拡充をはかり、その内容を充実する必要がありますと考えるものであります。

また、最近の文科系大学卒業者の就職難は深刻をきわめているのに反しまして、一方、理工科系のみは産業界の需要を満たすに足りないという状態を示しております。これは一体何を意味するか。日進月歩の社会情勢、産業界の要請する中堅技術者がはなはだしく不足であるということであり、技術革新が経済の原動力であり、技術革新がまた科学技術教育に促されるという認識に立ちます以上、政府は、自然科学、技術の学問研究を進め、それらを充実すると同時に、経済の拡大、社会の要請に応じた上級、中級の、いわゆる中堅技術者の年次養成計画を樹立し、その計画に従つて、現今の大学の内容の改善、たとえば理工科系の定員を増員するとか、専門教育の時間数を充実するとか、教授陣容を強化するとか、あるいはまた、制度の上からも、短期大学に関する客申の趣旨にもありますように、一般教育の大学とは別に、専門教育の大学をも改善する必要がありますと存じます。今後、わが国が、工業を中心として、経済の拡大、国民生活水準の向上、福祉国家の建設を国是とする以上、自然科学系の大学の拡充はもとより、理科系大学卒業生の増大をはかり、また、必要な地域には、この種の大学、研究所を新設することが絶対に必要であるばかりでなく、学校体系の全般にわたつて慎重なる検討をなし、新時代の要請にこたえる根本策を樹立すべきときであると思ふのであります。(拍手)政府は、すみやかに大英断をもつて適宜な措置を講ずべきであると存するものであります。

以上が提案の理由であります。何とぞ、各位の深甚なる御理解のもとに、御賛同下さらんことをお願いする次第であります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。池田頑治君。

〔池田頑治君登壇〕

○池田頑治君 私は、日本社会党を代表しまして、本決議案に対し賛成の意を表明せんとするものであります。(拍手)

国家再建の基礎が教育にあることは申すまでもないところであります。わが国は、敗戦という未曾有の惨禍を体験して、一そうこの点に思いを深くし、民主主義の上に立つ文化国家建設という高遠な理想のもとに、従来の教育に一大改革を断行して参つたことは、御承知の通りであります。自來十年、その成果はすでに随所に見られる

ようになつて参つたのであります。この間にも時代は不斷の進展を遂げつたありまして、世界の各国は、戦時中または戦後を通じて、教育、学術、産業等にわたつて長足の進歩を示しているものであります。

一方、わが国におきましても、産業の回復、拡大が行われ、学校教育においては、児童、生徒の著しい増加を見る等の結果をいたしまして、教育の上には、今や思い切つた改善、充実が要請されつづけるものと信ずるものであります。(拍手)教育内容の充実向上は当面の急務でありまして、われわれは、そのためには、まず第一に、その淵源をなすところの教員養成機関の改善充実こそ最も急なる要務であると痛感するものであります。(拍手)すなわち、次代の国民の教育を双肩にならう義務教育諸学校及び高等学校等の教員の資質を改善し、一そう向上させ、また、その必要員数を確保せんとする本決議案の趣旨は、まことに時宜に適したものであると信ずるものであります。(拍手)

現在の教員養成にかかる大学学部は、四年制課程、二年制課程については、教育界における過去の実績、教員の養成関係、立地条件、学校の歴史、伝統等を十分に勘案して、慎重に適宜の措置を講ずべきであつて、必ずしも過去の行がかりなどに拘泥すべきではないと考へます。これを端的に申しますれば、現状の二年制課程を置く大学においては、四年制課程とする要件にかなうものについては、すみやかにこれを四年制課程に拡充することであり、また、二年制課程で存置すべきものは、これを存置するばかりでなく、

大いに育成し充実すべきであります。しかも、これらの裏づけとなる教員定員の確保、施設、設備の整備は当然なべきでありまして、所要の予算の計上については、政府は格段の努力を払ふ必要があると認めるものであります。(拍手)

次に、理数科教育及び自然科学研究の振興についてであります。わが国の現状において、先進諸国に比し最も立ちおくれていると認められるものは、自然科学、技術の面であり、従つて、工業を中心とする産業の分野においても著しい遜色を呈していることは、世人のひとしく認めるところであります。この工業を中心とする諸産業の振興は、わが国にとつての当面の重大事であるとともに、世界を通じて見ましても、たとえばエネルギー資源について、世界の専門家の意見としていわれてゐるところは、今後百年の寿命はないと断ぜられてゐるようでありまして、中近東における石油資源の争奪戦の深刻さ、この見地に立つとき容易に了解されるものと考へます。この打開策として、原子力の平和利用の研究も大きな意義があり、さらに南極大陸の探検、研究が、各国によつて、大規模に、かつ熱心に敢行せられつつあることも、この見地に立つとき容易に了解されるものであります。この

太陽熱の利用、潮流の活用等々、世界人類が生きていくために当面大いに研究する要のある事項はきわめて多いのであります。世界の列強は、その持てる力に依り、惜しみなく資本を注ぎ入して、自然科学の研究及び技術教育の拡大伸長に懸命の努力を払つてゐる現状であります。ましてや、資源に乏しく、かつ過剰な人口に悩んでいるわが国として、この問題については諸外国以上に真剣に取り組まねばならぬ段階に至つてゐると思ふものであります。人口の過剰、資源の不足に悩むわが国は、諸外国以上に、より高度化された科学技術をもつて工業生産を増大し、外国貿易を盛んにする以外に、その伸び行く道はないものと考へます。このためには国をあげて格段の努力を必要とするものでありまして、政府は、この際、学校体系において一貫した教育方針を打ち立てるとともに、強力にその施策を推進し、予算面においても固期的な振興対策を講ずることが急務であると考え、この意味において、私は本提案の趣旨に満腔の賛意を表するものであります。

以上をもつて私の賛成の討論を終るものであります。(拍手)

○議長(金谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。

採決いたします。本案を可決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと叫ぶ者あり〕

○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は可決いたしました。

この際文部大臣から発言を求められております。これを許します。文部大臣尾崎弘吉君。

〔尾崎弘吉君登壇〕

○国務大臣(尾崎弘吉君) ただいま御決議になりました諸項目は、いずれもわが国の教育が今日当面いたしております重要な問題でございますので、政府におきまして目下種々検討を加えておるところでございます。満場一致の御決議に對しましては、われわれは、

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十五号 昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)

さらに一段の熱意をもってこれが調査研究を加え、御決議の御趣旨の達成のために最善の努力をいたす所存でございます。(拍手)

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)

(特第1号)

○山中實則君 議案上程に関する察議動議を提出いたします。すなわち、この際、昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)を議題といたし、委員長の報告を求めます。予算委員長山崎君。

昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)

昭和三十三年度特別会計予算補正

予算補正總則

第1条 臨時受託調達特別会計の昭和三十三年度歳入歳出予算を、別冊「甲号歳入歳出予算補正」のとおりに定める。

第2条 財政法(昭和二十二年法律第84号)第14条の3の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費の追加は、別冊「丙号 繰越明許費補正」による。

第3条 財政法第15条第1項の規定により、昭和三十三年度において、国が債務を負担する行為をすることができる事項の追加は、別冊「丁号 国庫債務負担行為補正」による。

第4条 歳入歳出予算補正、繰越明許費補正及び国庫債務負担行為補正の内訳は、別に添附する「歳入歳出予算計算書」、「繰越明許費要求書」及び「国庫債務負担行為要求書」に掲げる。

【別冊】

甲号 歳入歳出予算補正
總理府所管

臨時受託調達	
歳入	入
(額) 受託調達契約収入金	1,260,676,000
(項) 受託調達契約収入金	1,260,676,000
(額) 雑収入	10,000,000
(項) 雑収入	10,000,000
歳入合計	1,270,676,000
歳出	出
(項) 調達契約支払金	1,260,676,000

歳入合計	10,000,000
歳出合計	1,270,676,000

臨時受託調達

(項) 調達契約支払金
上記の経費は、本年度の支出費額を翌年度に繰り越して使用することができる。

丁号 国庫債務負担行為補正
總理府所管

(事項) 艦船調達
臨時受託調達

国は、防衛施設法(昭和29年法律第164号)附則第7項に規定する受託調達契約を履行するため、総額6,724,800,000円(その支払にあたり、その支払われる部分の金額に、この予算の成立する日の基準外国為替相場(外国為替及び外国貿易管理法(昭和24年法律第228号)第7条第1項の基準外国為替相場をいう。以下同じ。)と当該支払のために国が受託調達契約に基き米貨の支払を受けてこれを本邦通貨に交換する際の基準外国為替相場との比率を乗じて得た額の合計額が、6,724,800,000円と異なるときは当該合計額に相当する額。)を限り、昭和三十三年度以降3カ年度内において国庫の負担となる契約を、昭和三十三年度において結ぶことができる。

【附属書は公報別録に掲載】

【口頭報告事項】

○山崎君 ただいま議題となりました昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)に関する予算委員会の審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、去る四月十六日委員会に付託され、本日討論、採決されたものであります。

本予算補正は、新設の臨時受託調達特別会計に関するものであります。この会計は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き米貨より無償で譲渡される予定の艦船二隻を日本国内で調達するために、日米両

次に、この予算に関連した質疑応答について申し上げます。「日米双方の間に締結される受託調達契約は、国と国との間に重大な権利義務の関係を生ぜしめるものであるから、当然に国会の承認を要する条約を必要とするものではないか。また、艦船の調達方法並びに支払い手続はどうか」という質疑がありました。政府の答弁は、「艦船の供与は相互防衛援助協定に基くものであり、今回の受託調達契約は、単に私法上の権利義務を生ぜしめるにすぎないから、特別の条約を必要としない。また、調達の方法は目下検討中であるが、業者の技術的能力並びに受託手持量等を考慮した上で、競争を加えた隨意契約によることである。ちなみに、支払い手続は、大体一カ月以内に政府が業者から請求書を受け取り、これを審査の上、米国の契約担当官に送付して、支出官からドルで支払いを受けることになる」というのであります。その他、当面する外交問題、防衛の基本方針、原子力の平和利用の問題等について重要な質疑が行われたのであります。これらは、会議録でごらんを願うこととし、報告を省略させていただきます。

本日、質疑終了後、討論、採決を行い、本補正予算案は政府原案通り可決されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(金谷秀次君) 討論の通告があります。これを許します。辻原弘市君。

【辻原弘市君登壇】

○辻原弘市君 ただいま議題となりました昭和三十三年度特別会計予算補正(特第1号)に関して、私は、社会

党を代表いたしまして、これに反対の討論を行わんとするものであります。(拍手)

このたびの補正第一号に対して、私は二つの立場からこれに反対であります。

その第一は、わが国の完全独立と平和維持という基本的立場と相いれないからであります。これが内容とするところは、その説明によって明らかにされておりますように、直接には日米間のいわゆるMSA援助協定に由来するものであり、さらに、その源は日米安全保障条約に発しているものであります。これら安保条約、MSA協定については、当初より、わが党は、日本の独立と平和をこねるものであるという主張を始終続けていたものであります。が、今やこの主張は具体的に実証されつつあり、国民は、MSA援助の見返りである軍事予算の累増に、今さらながら、たゞより高いものはないと、ほぞをかまされていくのであります。あるいは、また、内灘、砂川、相馬ヶ原と相次ぐ基地の悲劇から、不平等条約の実態を目のあたりにさせたと見せつけられ、これら一連の不平等条約改廃の声は、ほらはいとして国民の間にわき起っているのであります。(拍手)

さらにまた、MSA援助によって行われているわが国のいわゆる自衛力増強なるものが、果してわが身、わが子を守るたてとなり得るかどうか、相続く大国の原水爆の実験、あるいは誘導弾等の出現によりまして、身をもつてそのおそろしさ、威力を知らされた国民は、今や深い疑惑の眼をもって政府の施策を注視いたしているものであります。わずか十八万の地上兵力と、千ト

ン、二千トンの、ささたる艦艇を中心とする艦隊と、中古の航空機を中核とする航空兵力をもって、いかようにして原子兵器に対抗するのであるか、ど

うして原水爆から国を守るのか、国民の生命、財産を守らんとするのか、これは幾ら考えても解き得ない数学であります。

世はすでに原子力の時代に入り、戦争もまた原子兵器によって行われることは必至であります。各国の戦略もこれに即応して改められていくという

ことも、諸君御承知の通りでございます。アメリカにおいては、去る一月、大統領敕書によって、全く新しい原子機動部隊を中心とする新戦略体制への根本的な転換を發表いたしてお

います。また、イギリスにおいては、その国防白書において、原水爆兵器と誘導弾を中心とする体制への切りかえを明らかにし、現に、新予算には、陸上兵力、艦艇類の費用削減を断行いたして

おるのであります。なお、国防白書において、従来の艦船は今日においては全くスクラップにひとしいとさえ極言していることは、まさに注目値する

ではあります。現に、米ソ両国では、現在、千八百マイルの射程を有する中距離誘導弾ミサイルが完成されているといわれておるのであります。が、御承知のごとく、ウラジオ・東京間は千二百二十キロメートル、一マイルは一・六キロでありますから、約この距離の二倍を飛ぶことができるのであります。これに原水爆を装填いたした

まれば、砂川を中心に遠く名古屋付近までを瞬時に死の焦土と化してしまふというものが、今日のおそるべき実情であります。

こうした危険に対抗する手段は、決してびようたる自衛兵力の増強ではございせん。世界的に原水爆の禁止を行い、平和共存を推し進め、アジアにおきましては、日、米、中、ソを含む相互安全不可侵条約を締結するの強力な外交を展開することこそが、今日われわれの生きる道であり、とるべき手段であり、これによって、初めて、アジア、アフリカを含めて全世界に起っている平和希求の悲願が達成できるものと確信いたす次第であります。

(拍手) このような世界の大勢を顧みず、いたずらに、今回の予算措置におきましては、旧態依然たる十九世紀的な艦隊を二隻増強して、政府はこれを一体何の役に立てようとするのであります。よるか。沿岸の警備救難なら、海上保安庁に所屬を変更してもらわなければなりません。もちろん、今回の艦隊は、そうしたもののためにアメリカから与えられるものではあります。それは、MSA協定の第八条に明らかに

なごつく、アメリカ防衛の一環として、その一翼をになう運命にあることは、今さら論を待ちません。すなわち、MSA協定第八条第三項には、日米安全保障条約に基き日本が軍事義務を履行すること、また、第四項には、自由世界、すなわちアメリカ側の防衛力発展に貢献すること、そのため、第五項には、自衛能力、実はひもつき

再軍備強化にあらゆる措置をとること、つまり、アメリカに対する軍事協力の義務が規定されているのであります。さらに、言うなれば、米軍基地防衛のための将棋の一こまであり、一たび米ソ相戦うというような事態に至った

らば、いかに悲惨な運命に陥るか、繰返して申し上げるまでもございせん。こうしたことは、平和を願う世界の大勢に逆行するのみでなく、米ソいずれの陣営にも属せず、ひたすら世界の緊張緩和に努めようとするアジア、アラブ、アフリカ等の諸民族の意図とは反し、ますます日本国民が火中のクリを拾わなければならぬ公算が増大するのであります。また、このことは、今回渡米をして安保条約の改訂を交渉するという岸総理の言明と全く矛盾するものであり、言行不一致の馬脚ここに現われたりと申して決して過言ではありますまい。(拍手)

日本資本家たちにはこういって甘い考えを持たせることによって、平和と独立の盛り上がる機運に水をかけ、その上でMSA再軍備促進の気分を盛り上げ、しかる後に日米安全保障条約を双務的軍事同盟条約に改訂し、さらに憲法改正へと日本国民を引きずり込む、こうした甘い毒薬の役目を今回の予算措置と付属法案がなっているのではなからうか、こういう予感が動労大衆の胸に深い暗雲となつてわだかま

っているものであります。そうでなくて、何で、あのそろばんずくめアメリカ政府が、このような甘い条件を許すのでありましようか。われわれは、この一見何でもよいように見える今回の補正第一号とその付属法案に対して反対を発見するのであります。(拍手)

反対の第二の理由とするところは、法理上、会計上の見地からであります。すなわち、このたびの特別会計予算補正第一号は、繰越明許費の使用を当りまえのように許して、これを前提

としていた点に問題があります。繰越明許費につきましては、特にこれが軍事費に使用される場合、かつて臨時軍事費が国民に与えたおそるべき結果と当時のインフレの様相を思い起すならば、危険きわまりないものであることは、明白たる事実であります。従来より、多くの財政学者が、ひとしく財政法上将来に危険な悪例を残すものであると指摘しておることは、けだし当然といわなければなりません。かつて、わが党議員は、参議院におきまして、再三再四、時の政府にその点に対する危念のあることを指摘し、政府から絶対に防衛関係予算にはこれを使わないという公約を得ておるのであります。が、今や、これらの公約は完全に

じゅうりんせられ、昭和三十一年度より繰り越されておる額は約二百億に上り、すでに臨時軍事費の性格を帯びておることは、もはや疑い余地もないところではあります。今回の臨時受託調達特別会計においても、同様の繰越明許費を当然のごとく認めておる以上、これを許容することはできないのであります。

次に指摘いたしたいのは、受託契約に対する政府のとおる態度についてであります。岸総理は、わが党議員の質問に答えて、今回の受託契約は、MSA協定によってわが国がアメリカから武器の供手を受けるその過程に起った単なる私法的関係に基づく契約であると言っておるのであります。が、事はさ

し。MSA協定それ自体が国に軍事的協力の義務を課してゐる以上、その一環として結ばれるこの種契約が、今後の対米関係さらには国際関係にいかなる影響をもたらすかは、論ずるまでもないところであります。また、対米従属を深め、自衛力増強に名をかり対米軍事協力の極端を強める以外の何ものでもないと思はざるを得ないのであります。かかる重大な結果を招来することが常識的にも予想されているにもかかわらず、あえて国として何らの権利義務も生じない私契約同然のものであると言ふ政府の態度は、われわれにはとうてい了解、納得できないものであります。(拍手)もし、かかることを見のがすという事になれば、将来、国民の承諾なくして、国際的協定と同様なことが、私契約によつて、なしくずしに行われるという危険が多分に存在するのであります。従つて、政府としては、当然、憲法第七十三条に基づき、国際間の条約もしくは協定を取り結び、国会にその承認を求めなければならないと考へる次第であります。あえてこのことをやらない政府の態度は、まさに憲法違反の疑い濃厚であると断ぜざるを得ないのであります。(拍手)

最後に指摘しておかなければならぬのは、この受託契約の裏づけとなる具体的建造計画についての危念であります。その一つは、防衛庁は現在に至るも艦船建造について独自の基本設計を行ふ能力を持合せておりません。従つて、これらの艦船の設計は、船舶設計協会に莫大な経費を払つて委託しておるのであります。この船舶設計協会の代表者は造船会社の社長であります。

す。言うなれば、防衛庁は、特定の業者に準備をきめてもらひ、隨意契約によつて特定の業者に発注建造させるというやり方をとつてゐるのであります。このような関係から起つてくる弊害が従来見受けられたのであります。が、今回もまた、政府の答弁するところによれば同様でありまして、そこに何らの改善が見受けられていないといふことは、まさに不可解千万なりと申さなければなりません。(拍手)

いま一点は、今回の建造計画は、予算法案成立後直ちに基本設計を開始し、十一月ごろこれを完了し、本契約を明年二月ごろと予定してゐるようでありましたが、三十一年度予算に計上された艦船建造が今なお手がつけられていない状況から見ますと、この計画も、果して予定通り年度内に着工、十二億七千万円計上された予算額の執行に至るかどうか、はなはだ怪しいものであります。従来、とかく、防衛関係の経費だけは金が先にできて、計画があつたらつて、しかも使い方はきつめてずさんであるとの批判が強く、また、事実その例が少からずあつたことは、会計上看過できぬことであります。もし、かかることが事前に予想されるならば、事の本质はいかようにあるか、とうていこの予算をわれわれは認めるわけに参らないのであります。

私は、以上の観点、理由に基づきまして、ここに昭和三十一年度特別会計予算補正(第一号)にあくまで反対をいたすものであります。(拍手)
○議長(金谷秀次君) これにて討論は終局いたしました。
採決いたします。本件の委員長の報告は可決であります。本件を委員長報告

告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(金谷秀次君) 起立多数。よつて、本件は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

臨時恩給等調査会設置法案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、臨時恩給等調査会設置法案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(金谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○議長(金谷秀次君) 御異議なしと認めます。

臨時恩給等調査会設置法案を議題といたします。委員長の報告を求めます。内閣委員理事福井順一君。

臨時恩給等調査会設置法案(設置)

第一条 総理府に、附屬機関として、臨時恩給等調査会(以下「調査会」という。)を置く。

第二条 調査会は、次の事項を調査審議する。

一 旧軍人(旧軍人を含む。以下この号において同じ。)の公務傷病恩給、旧軍人の遺族の公務扶助料その他旧軍人又はその遺族の恩給に関する事項
二 前号に掲げる者以外の者の恩給に関する事項

三 前二号に関連する戦傷病者、戦傷病者又は戦没者の遺族等の援護に関する事項
四 その他前三号に関連する事項

(組織)

第三条 調査会は、委員二十五人以上で組織する。

2 委員は、国会議員、関係各行政機関の職員及び学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第四条 調査会に、会長一人を置き、委員の互選によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。

(幹事)

第五条 調査会に、幹事五人以内を置く。

2 幹事は、関係各行政機関の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 幹事は、調査会の所掌事務について、委員を補佐する。

4 幹事は、非常勤とする。

(推則)

第八条 この法律に定めるもののほか、調査会に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(総理府設置法の一部改正)

2 総理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表中恩給審査会の項の次に次のように加える。

臨時恩給等調査会設置法(昭和三十一年法律第...号)の規定に基づき恩給等に関する事項を調査審議すること。

〔福井順一君登壇〕
○福井順一君 ただいま議題となりました臨時恩給等調査会設置法案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。まず、本案の要旨を御説明申し上げます。恩給等につきましては、戦後、給与ベース改訂に伴う増額措置を初め、いわゆる軍人恩給の廃止ないし復活等、複雑な変遷を経てきたのであります。その間数度にわたる改正にもかかわらず、なお検討を要する諸問題が多々残されている現状であります。これらの問題に対し適切な対策を立てるため、それらを総合的に調査、審議し、その結果をおさくとも本年十一月十五日までに内閣総理大臣に報告する

ことを所掌事務とする臨時恩給等調査会を総理府の付属機関として設けようとするのが、本案の趣旨であります。しかして、この調査会は、各方面の公正なる意見を反映せしめるため、国会議員、関係各行政機関の職員及び学識経験者二十五名以内の委員をもって組織し、会長は委員の互選によつてこれを定めることとしております。

本案は、去る四月十二日本委員会に付託され、四月十八日政府より説明を聴取し、質疑を行なつたのであります。が、その詳細は会議録によつて御承知願うこととし、かくて、本日質疑を終了し、討論の通告がないので、直ちに採決に入りましたところ、全会一致をもつて原案の通り可決すべきものと決した次第であります。

なお、その際、自由民主党及び日本社会党の共同提案にかかる附帯決議案が提出され、これについて床次委員より提案趣旨弁明がございましたが、これも全会一致をもつて可決いたしましたのであります。

次に、その附帯決議を朗読いたします。

この法律により設置される臨時恩給等調査会においては、戦没者遺家族並びに傷痍軍人等の処遇の改善を目途として、現行恩給法上存する各種の不均衡不合理に關し速かに、調査審議を遂げ、政府はその答申により昭和三十三年一月一日から実施し、おそくとも昭和三十四年度内に完全実施するよう措置すべきであります。

又、政府はこれに伴う戦傷病者戦没者遺族等援護法の改正をなすとともに、昭和三十一年法律第一七七号「旧軍人等の遺族に対する恩給等の特例に關する法律」について本院において附した附帯決議に則り速かに旧国家総動員法等による徴用者、動員学徒等の戦没者遺族に対しても、遺族年金を支給するよう措置すべきである。

以上、御報告申し上げます。(拍手)
○議長(益谷秀次君) 採決いたしました。本案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。(拍手)

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案、檢察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長長の報告を求めます。法務委員長三田村武夫君。

裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案
裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律
第二條の次に次の一條を加える。

第二條の二 最高裁判所は、前條の規定にかかわらず、判事がその最高額の報酬を受けるに至つた時から長期間を経過した場合に支給すべき報酬として、一般の官吏の例に準じて、その最高額を超える報酬月額を定めることができる。

第三條中「報酬の号」の下に「又は報酬月額」を加える。
第九條中「第十六号」を「第十五号」に改め、同條に次の一項を加える。
2 寒冷地に在勤する高等裁判所長官には、一般の官吏の例に準じて、最高裁判所の定めるところにより、寒冷地手当、石炭手当及び薪炭手当を支給する。

第十五條中「四万七千五百円又は四万二千七百円」を「五万一千円又は四万四千四百円」に、「六万九千円」を「六万二千四百円」に改める。
別表を次のように改める。

別表

判事	判事補	区 分		報 酬 月 額
		最高裁判所長官	最高裁判所判事	
一	一	一一〇、〇〇〇円	八八、〇〇〇円	八二、〇〇〇円
二	二	七二、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	六七、二〇〇円
三	三	六二、四〇〇円	五七、六〇〇円	五三、二〇〇円
四	四	四一、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	三三、五〇〇円
五	五	二八、四〇〇円	二六、二〇〇円	一九、三〇〇円
六	六	二六、二〇〇円	二二、六〇〇円	一八、三〇〇円
七	七	一九、三〇〇円	一六、三〇〇円	一五、七〇〇円
八	八	一五、七〇〇円	一三、一〇〇円	一〇、〇〇〇円
九	九	一〇、〇〇〇円	八、〇〇〇円	四、四〇〇円
十	十	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円
十一	十一	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円
十二	十二	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円
十三	十三	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円
十四	十四	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円
十五	十五	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円
十六	十六	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円
十七	十七	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円
十八	十八	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円
十九	十九	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円
二十	二十	五、〇〇〇円	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十五号 裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案外一案

副 検 事					
六号	七号	八号	九号	十号	十一号
二六、二〇〇円	二三、六〇〇円	一九、三〇〇円	一八、三〇〇円	一六、三〇〇円	一五、三〇〇円
十二号	十一号	十号	九号	八号	七号
一四、三〇〇円	一五、三〇〇円	一六、三〇〇円	一八、三〇〇円	一九、三〇〇円	二三、六〇〇円

附 則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 昭和三十三年三月三十一日において改正前の別表に掲げる八号から十八号までの俸給を受ける検事及び二号から十四号までの俸給を受ける副検事の同年四月一日における俸給の号は、次の表に定めるとおりとする。

検 事									
八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号
七号	八号	九号	十号	十一号	十二号	十三号	十四号	十五号	十六号

副 検 事									
二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号	十一号
一号	二号	三号	四号	五号	六号	七号	八号	九号	十号
十二号	十三号	十四号	十五号	十六号	十七号	十八号	十九号	二十号	二十一号

検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正
検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正

第三案第一項の改正規定の次に次のように加える。
第四案「及び勤務地手当」を削る。
別表の改正規定中「七三、〇〇〇円」を「七五、〇〇〇円」に改める。
附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和三十三年四月一日から適用する。
附則第二項に後段として次のように加える。
同日以後この法律の施行の日までの間に改正前の別表に掲げる八号から十八号までの俸給を受けるに至つた検事及び二号から十四号までの俸給を受けるに至つた副検事その受けるに至つた日における号についても、同様である。
附則第二項の表中「昭和三十三年三月三十一日における」を「改正前の別表によるに」、「昭和三十三年四月一日における」を「改正後の別表による」に改める。
附則に次の三項を加える。
3 検察官には、当分の間、一般官吏の例に準じて法務大臣が大臣と大臣と協議して定めるところにより、暫定手当を支給する。
4 前項の規定により検察官に暫定手当が支給される間、改正後の第四案中「扶養手当」とあるのは「扶養手当及び暫定手当」と読み替えて、同条の規定を適用する。
5 検察官が昭和三十三年四月一日以後の分としてすでに支給を受けた俸給その他の給手は、この法律による俸給その他の給手の内払とみなす。

〔報告書は会議録追録に掲載〕
〔三田村武夫君登壇〕
○三田村武夫君 たいま議題となりました裁判官の報酬等に関する法律の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律の一部を改正する法律案につき、委員会における審議の結果を一通して御報告申し上げます。
両法案は、一般の政府職員の給与改訂に伴い、裁判官及び検察官の報酬または俸給の額等を改正しようとするものでありまして、その要旨は、裁判官及び検察官の報酬または俸給について、一般の政府職員との均衡を考慮し、適正な給与月額を定めること、及び、裁判官、検察官の中には長期間にわたつて昇給のできない者が相当数おられますので、最高額の給与を受けるに至つたときから長期間を経過した判事または検事に対して、一般の政府職員の例に準じ、その額を越える月額の報酬または俸給を支給できること等であります。
両法案は、三月六日当委員会に付託せられ、翌七日中村法務大臣より提案理由の説明を聴取いたしました後、政府並びに最高裁判所当局に対し各委員より熱心な質疑が行われましたが、その詳細は速記録に譲ることといたします。
かくて、本日質疑を終了し、討論に入りましたところ、自由民主党及び日本社会党より両案に対する修正案が提出されました。
修正案の内容及びその理由は、検察官の俸給月額の別表中、東京高検検事長以外の検事長及び最高検次長検事の七万三千元を七万五千元に修正すること。その理由は、下位にある検事が今回の一般給与改訂によって年功加俸を受けることとなりますので、上位にある次長検事及び検事長の俸給月額を越える給与を受ける不合理な結果を生じ、はなはだしく均衡を失ふこととなりますので、これを是正いたしたわけでありまして、次に、一般職の職員の給与の例に準じ、勤務地手当の支給を廃止し、当分の間暫定手当を支給し得ることとし、かつ、今回の改訂給与は本年四月一日に遡及して支給すべきであるとしたのであります。
以上、両法案に対する修正案並びに政府原案を一括議題とし、採決に付しましたところ、全会一致をもって修正案通りそれぞれ修正議決した次第であります。

次いで、自由民主党及び日本社会党共同提案にかかる附帯決議が提出せられました。
附帯決議の内容は、
高等裁判所長官、検事長並びに裁判所長、検事正その他経験年数等においてこれらの者に準ずる裁判官及び検察官の給与は、一般行政官の上位者に対する給与改善が行われた関係上、これと比較するときは、著しく均衡を失するに至つたものと思料せられる。
政府は、司法の使命の重要性にかんがみ、速かにこれを是正する措置を講ずべきである。
右決議する。
というのであります。
本附帯決議を採決いたしましたところ、これまた全会一致をもって両法案

の附帯決議とすべきことを決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) 両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも修正であります。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よって、両案は委員長報告の通り決しました。

自転車競技法を廃止する法律案

(永井勝次郎君外十一名提出)

小型自動車競走法を廃止する法律案

(永井勝次郎君外十一名提出)

自転車競技法の一部を改正する法律案(内閣提出)

小型自動車競走法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○山中貞則君 議案上程に関する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、永井勝次郎君外十一名提出、自転車競技法を廃止する法律案、小型自動車競走法を廃止する法律案、内閣提出、自転車競技法の一部を改正する法律案、小型自動車競走法の一部を改正する法律案、右四案を一括議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

自転車競技法を廃止する法律案、小型自動車競走法を廃止する法律案、自転車競技法の一部を改正する法律案、

小型自動車競走法の一部を改正する法律案、右四案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。商工委員長福田篤泰君。

自転車競技法を廃止する法律案
自転車競技法を廃止する法律案
自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

2 通商産業大臣は、自転車競技法の廃止が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 通商産業省は、競輪廃止対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

4 審議会は、通商産業大臣の諮問に応じて、自転車競技法の廃止に関する対策を調査審議する。

5 前二項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十條中第五号の次に次の一号を加える。

五の二 自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の廃止を円滑に行うための措置に關すること。

第二十五條第一項の表中機械工業振興協議会の項の次に次のように加える。

自転車競技法を廃止する法律(昭和三十三年法律第二百九号)附則第二項の規定により通商産業大臣の権限に關させられた事項を調査審議すること。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約五百万円の見込である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

小型自動車競走法を廃止する法律案

小型自動車競走法を廃止する法律案

小型自動車競走法を廃止する法律案

小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、昭和三十四年四月一日から施行する。ただし、附則第二項から第六項までの規定は、公布の日から施行する。

2 通商産業大臣は、小型自動車競走法の廃止が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 通商産業省は、小型自動車競走法の廃止が円滑に行われるよう必要な措置を講ずるものとする。

4 審議会は、通商産業大臣の諮問に応じて、小型自動車競走法の廃止に関する対策を調査審議する。

5 前二項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他審議会に關し必要な事項は、政令で定める。

6 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第十條中第五号の二の次に次の一号を加える。

五の三 小型自動車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)の廃止を円滑に行うための措置に關すること。

第二十五條第一項の表中競輪廃止対策審議会の項の次に次のように加える。

小型自動車競走法を廃止する法律(昭和三十三年法律第二百九号)附則第二項の規定により通商産業大臣の権限に關させられた事項を調査審議すること。

本案施行に要する経費
本案施行に要する経費としては、約五百万円の見込である。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

自転車競技法の一部を改正する法律案

自転車競技法の一部を改正する法律案

自転車競技法の一部を改正する法律案

自転車競技法(昭和二十三年法律第二百九号)の一部を次のように改正する。

第一條第一項中「自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足に寄与するとともに、地方財政の増収」を「自転車その他の機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与するとともに、地方財政の健全化」に改める。

第一條第四項中「この法律により行ふ自転車競走(以下競輪という。)」を「競輪」に改め、同條第二項の次に次の一項を加える。

自治庁長官は、指定市町村が一年以上引き続きこの法律による自転車競走(以下競輪という。)を開催しなかつたときは、その指定を取り消すことができる。

第二條中「都道府県知事」を「通商産業局長及び都道府県知事」に改める。

第三條第四項中「及び構造設備が公安上及び競輪の運営上適當である」と認めるときを、「構造及び設備が命令で定める公安上及び競輪の運営上の基準に適合する場合」に改め、同條に次の二項を加える。

通商産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項の許可に期限又は条件を附することができ

通商産業大臣は、競輪場の設置者が一年以上引き続きその競輪場を競輪の用に供しなかつたときは、第一項の許可を取り消すことができる。

第四條第二項中「申請が命令で」と「申請に係る施設の位置、構造及び設備が命令で」に改め、同條に次の一項を加える。

前條第六項及び第七項の規定は、第一項の許可に準用する。

第五條中「競輪場」を削り、「自転車振興会連合会」を「日本自転車振興会」に改める。

第七條の二中「未成年者」を「学生生徒及び未成年者」に改める。

第八條各号を次のように改める。

一 競輪に關係する政府職員及び競輪施行者の職員にあつては、すべての競輪

二 日本自転車振興会及び自転車振興会の役員並びに競輪の選手にあつては、すべての競輪

三 前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、車券の発売等、競輪場の整理及び警備その他競輪の事務に従う者にあつては、当該競輪

第九條に次の一項を加える。
前四項の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第九條の二を次のように改める。
第九條の二 前条第一項の払戻金の額が命令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第九條の三第二項中「その順位で」を削る。
第九條の四中「三十日」を「六十日」に改める。

第十條を次のように改める。
第十條 競輪施行者は、左の各号に掲げる金額を日本自転車振興会に交付しなければならない。

一 一回の開催による車券の売上金の額が別表第一の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額

二 一回の開催による車券の売上金の額に應じ、その額の千分の三以内において命令で定める金額に相当する金額

競輪施行者は、自転車振興会に競輪の実施を委任したときは、委任の範囲及び一回の開催による車券の売上金の額に應じ命令で定める金額を自転車振興会に交付しなければならない。

前項の命令で定める金額は、一回の開催による車券の売上金の額の別表第二の上欄に掲げる区分ごとに、同表の下欄に掲げる金額をこえてはならない。

第十條第一項中「事項」を「事業」に改め、同条第二項を次のように改め、同条第三項を削る。
自転車振興会は、民法（明治二十九年法律第八十九号）第三十四条の規定により設立される法人とする。

第十一條の次に次の二條を加える。
第十一條の二 自転車振興会の役員

の選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第十一條の三 自転車振興会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

自転車振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第十二條を次のように改める。
第十二條 日本自転車振興会は、競輪の公正かつ円滑な実施を図ると

ともに、自転車その他の機械に關する事業の振興に資することを目的とする。

第十二條の次に次の二十四條を加える。

第十二條の二 日本自転車振興会は、法人とする。

第十二條の三 日本自転車振興会は、主たる事務所を東京都に置く。日本自転車振興会は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

第十二條の四 日本自転車振興会は、政令の定めるところにより、登記しなければならない。

前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

第十二條の五 日本自転車振興会でない者は、日本自転車振興会という名称を用いてはならない。

第十二條の六 民法第四十四条、第五十條及び第五十四條の規定は、日本自転車振興会に準用する。

第十二條の七 日本自転車振興会に、役員として、会長一人、副会長一人、理事八人以内及び監事二人以内を置く。

第十二條の八 会長は、日本自転車振興会を代表し、その業務を総理する。

理事は、会長の定めるところにより、会長及び副会長を補佐して日本自転車振興会の業務を掌理し、会長及び副会長に事故があるときはその職務を代理し、会長及び副会長が欠員のときはその職務を行う。

監事は、日本自転車振興会の業務を監査する。

第十二條の九 会長、副会長及び監事は、通商産業大臣が任命する。理事は、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

役員は、再任されることができない。役員は、任期は、三年とする。

第十二條の十 左の各号の一に該当する者は、役員となることができない。

一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

二 この法律に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた後、三年を経過しない者

三 国会議員、国家公務員（審議会、協議会等の委員その他これに準ずる地位にある者であつて、非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の職員の議員

四 政党的役員

第十二條の十一 通商産業大臣は、会長、副会長又は監事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

会長は、理事が前条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

通商産業大臣は、会長、副会長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は会長、副会長若しくは監事に職務上の義務違反その他会長、副会長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

会長は、理事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事に職務上の義務違反その他理事たるに適しない非行があると認めるときは、通商産業大臣の認可を受けて、これを解任することができる。

第十二條の十二 役員は、營利を目的とする団体の役員となり、又は自ら營利事業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

第十二條の十三 日本自転車振興会と会長又は副会長との利益が相反する事項については、これらの者は、代表権を有しない。この場合は、監事が日本自転車振興会を代表する。

第十二條の十四 日本自転車振興会の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰

則に罰せられる。日本自転車振興会は、通商産業大臣の認可を受けて、必要な地に從たる事務所を置くことができる。

則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第十二条の十五 日本自転車振興会に、運営委員会を置く。

次条第一項第一号から第四号までの業務その他競輪の公正かつ円滑な実施を図るため必要な業務(以下競輪に関する業務という)に、競輪の方法を定め、及び事業計画を作成し、又はこれらを変更しようとするときは、会長は、運営委員会の意見を聞かなければならない。

日本自転車振興会は、競輪に関する業務を行うには、会長が運営委員会の意見を聞いて定めた方針に従わなければならない。

会長は、競輪に関する業務を掌理する理事の任命又は解任について第十二条の九第二項又は第十二条の十一第四項の認可を申請しようとするときは、運営委員会の意見を聞かなければならない。

運営委員会は、前三項に定めるものの外、会長の諮問に応じ、日本自転車振興会の競輪に関する業務の運営について調査審議する。運営委員会は、委員二十人以上で組織する。

委員は、競輪に關し学識経験のある者のうちから、通商産業大臣の認可を受けて、会長が任命する。

委員の任期は、三年とする。委員は、再任されることができ

第十二条の十六 日本自転車振興会は、第十二条に掲げる目的を達成するため、左の業務を行う。

一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定及び登録並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格の登録を行うこと。

二 選手及び自転車の競走前の検査方法、審判の方法その他競輪の実施方法に關し、自転車振興会を指導すること。

三 選手の出場のおつせんを行うこと。

四 審判員、選手その他の競輪の実施に必要な者を養成し、又は訓練すること。

五 自転車その他の機械に關する事業の振興に必要な資金の融通のため、銀行その他の金融機関に対し、資金の貸付を行うこと。

六 自転車その他の機械に關する事業の振興のための事業を補助すること。

七 第十條第一項及び小型自転車競走法(昭和二十五年法律第二百八号)第十六條の規定による交付金の受入を行うこと。

八 前各号に掲げるものの外、第十二条に掲げる目的を達成するため必要な業務

日本自転車振興会は、前項第八号に掲げる業務を行おうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

日本自転車振興会は、第一項第七号に掲げる業務のうち第十條第一項第二号の規定による交付金の受領の事務を自転車振興会に委託することができ

よる交付金及び小型自動車競走法第十六條の規定による交付金を、競輪に關する業務に必要な経費に充ててはならない。

第十二條の十八 日本自転車振興会は、業務開始の際、業務の方法を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときは、同様とする。

前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。

一 競輪の審判員及び競輪に出場する選手の検定の方法及び合格基準

二 選手の出場のおつせんの基準

三 審判員、選手その他の競輪の実施に必要な者の養成又は訓練の課程、期間、場所及び費用負担の方法

四 自転車その他の機械に關する事業の振興に必要な資金の融通のための資金の貸付の利率、償還期限及び償還の方法

五 補助の対象とする自転車その他の機械に關する事業の振興のための事業の選定の基準及び補助の方法

六 前各号に掲げるものの外、命令で定める事項

第十二條の十九 日本自転車振興会の事業年度は、毎年四月に始まり、翌年三月に終る。

しやうとするときも、同様とする。

第十二條の二十一 日本自転車振興会は、資金を借り入れようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

第十二條の二十二 日本自転車振興会は、左の方法以外の方法によつて業務上の余裕金を運用しようとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

一 銀行若しくは商工組合中央金庫への預金又は郵便貯金

二 国債証券、地方債券、鉄道債券、電信電話債券又は商工債券の保有

第十二條の二十三 日本自転車振興会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第十二條の二十四 日本自転車振興会は、通商産業大臣が監督する。通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、日本自転車振興会に對し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ

第十二條の二十五 日本自転車振興会の解散については、別に法律で定める。

第十三條に次の二項を加える。

競輪場の設置者は、その競輪場の位置、構造及び設備を、第三條第四項の命令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

場外車券売場の設置者は、その場外車券売場の位置、構造及び設備を、第四條第二項の命令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第十四條中「自転車振興会連合会」を削り「所有者に對し、」を設置者に對し、選手の出場又は競輪場若しくは場外車券売場の貸借に關する条件を適正にすべき旨の命令、競輪場又は場外車券売場を修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他に改める。

第十五條第一項中「自転車振興会連合会」を「日本自転車振興会」に、「所有者」を「設置者」に改める。

第十六條第一項中「開催の停止その他必要な事項」を「開催を停止し、又は制限すべき旨」に改め、同條第二項中「自転車振興会連合会」を削り、「所有者」を「設置者」に、「業務の停止若しくは制限」を「業務を停止し、若しくは制限し」に改める。

第十六條の次に次の一條を加える。

第十六條の二 通商産業大臣は、競輪場又は場外車券売場の設置者が前條第二項の規定による命令に違反したときは、当該競輪場又は場外車券売場の設置の許可を取り消すことができる。

第十七條第一項中「競輪の運営を「競輪」に、「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條第二項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條第六項及び第八項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條の次に次の一條を加える。

「競輪」に、「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條第二項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條第六項及び第八項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條の次に次の一條を加える。

「競輪」に、「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條第二項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條第六項及び第八項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條の次に次の一條を加える。

「競輪」に、「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條第二項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條第六項及び第八項中「競輪運営審議会」を「競輪審議会」に改め、同條の次に次の一條を加える。

第十七条の二 通商産業大臣の諮問に依りて、第十条第一項第一号の規定による交付金及び小型自動車競走法第十六条の規定による交付金の運用に関する重要事項について調査審議するため、通商産業省に自転車等機械関係事業振興資金協議会を置く。

自転車等機械関係事業振興資金協議会は、会長一人及び委員十四人以内をもつて組織する。

前条第三項から第八項までの規定は、自転車等機械関係事業振興資金協議会に準用する。

第十八条第一号中「第一条第三項」を「第一条第四項」に改める。

第二十条第三号中「第八号各号の一」を「第八号第三号」に、「当該各号」を「同号」に改める。

第二十一条の次に次の一条を加える。

第二十一条の二 第十二条の十七の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第二十二条を次のように改める。

第二十二條 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。

一 第十五条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

二 第十五条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第二十二條の次に次の一条を加える。

第二十二條の二 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前六条の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

第二十三條中「若しくは自転車振興会連合会」を削る。

第二十八條の次に次の二條を加える。

第二十九條 左の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした自転車振興会又は日本自転車振興会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 第十一條の三第一項、第十二條の三第二項、第十二條の十六第二項、第十二條の十八第一項又は第十二條の二十から第二十二條の二十二までの規定により通商産業大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第十一條の三第二項又は第十二條の二十三の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき。

三 第十二條の四第一項の規定による政令に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第十二條の十六第一項に掲げる業務以外の業務を行つたとき。

五 第十二條の二十四第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第三十條 第十二條の五の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

別表第一

売上金の額	日本自転車振興会に交付すべき金額
六千万円以上 八千万円未満	売上金の額の千分の十。ただし、売上金の額の千分の九百六十が六千万円未満となる場合は、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
八千万円以上 一億円未満	売上金の額の千分の十三。ただし、売上金の額の千分の九百四十が八千万円未満となる場合は、当該売上金の額と八千万円との差額の千分の二百五十
一億円以上 二億円未満	売上金の額の千分の十五。ただし、売上金の額の千分の九百二十が一億円未満となる場合は、当該売上金の額と一億円との差額の千分の二百五十
二億円以上	売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分の九百二十が二億円未満となる場合は、当該売上金の額と二億円との差額の千分の二百五十

別表第二

売上金の額	金	額
四千万円以下	四千万円の千分の六十五	
四千万円をこえ九千万円以下	九千万円の千分の六十	
九千万円をこえ一億五千万円以下	一億五千万円の千分の五十五	
一億五千万円をこえ三億円以下	三億円の千分の五十	
三億円をこえ四億円以下	四億円の千分の四十	
四億円をこえ六億円以下	六億円の千分の三十	
六億円をこえるもの	売上金の額の千分の三十	

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。ただし、附則第三条から第五条まで及び第二十三條の規定は、公布の日から施行する。

第二条 この法律の施行の日の前後にまたがつて開催される競輪については、改正後の第十条の規定を適用する。

(日本自転車振興会の設立)
第三条 通商産業大臣は、改正後の第十二條の九第一項の例により、日本自転車振興会の会長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された会長又は監事となるべき者は、日本自転車振興会の成立の時に、この法律の規定によりそれぞれ会長又は監事に任命されたものとする。

第四条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、日本自転車振興会の設立に関する事務を処理させる。

第五条 設立委員は、設立の準備を完了したときは、その事務を附則第三条第一項の規定により指名された会長となるべき者に引き継がなければならない。

第六条 附則第三条第一項の規定により指名された会長となるべき者は、前条の事務の引継を受けるときは、政令の定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第七条 日本自転車振興会は、設立の登記をすることによって成立する。

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十五号 自転車競技法を廃止する法律案外三案

第八条 この法律の施行の際現に自転車振興会連合会又は全国小型自動車競走会連合会に属する旧自転車競技法等の臨時特例に關する法律(昭和二十九年法律第六十九号)第二條第一項の業務に係る財産は、日本自転車振興会が、その成立の時に於いて、承継する。

第九条 日本自転車振興会連合会は、日本自転車振興会の成立の時に於いて解散し、前條に規定する財産を除くその一切の権利及び義務は、その時に於いて日本自転車振興会が承継する。この場合において、他の法令中法人の解散及び清算に關する規定は、適用しない。

2 第七條の規定により日本自転車振興会の設立の登記がされたときは、登記官吏は、職務で、自転車振興会連合会の解散の登記をし、その登記用紙を閉鎖しなければならぬ。

(経過措置)
第十条 この法律の施行の際現に改正前の第五條の規定により自転車振興会連合会に登録されている競輪の審判員、競輪に出場する選手並びに競輪に使用する自転車の種類及び規格は、それぞれ改正後の同條の規定により日本自転車振興会に登録されたものとみなす。

第十一條 この法律の施行の際現に自転車振興会の役員に在る者の任期は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでとする。

第十二條 この法律の施行の日の属する事業年度の自転車振興会の事業計画及び収支予算については、

改正後の第十一條の三第一項中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「自転車競技法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第六十九号)の施行後遡及なく」とする。

第十三條 日本自転車振興会の成立の日の属する事業年度の事業計画及び収支予算については、改正後の第十二條の二十中「毎事業年度の開始前に」とあるのは、「日本自転車振興会の成立後遡及なく」とする。

第十四條 日本自転車振興会が附則第八條の規定により承継した自転車振興会連合会又は全国小型自動車競走会連合会の旧自転車競技法等の臨時特例に關する法律第二條第一項の業務に係る財産は、第十二條の十七に規定する交付金とみなして、同條の規定を適用する。

第十五條 日本自転車振興会が附則第八條又は第九條第一項の規定により承継した財産のうち改正後の第十二條の二十二各号の方法以外の方法によつて余裕金を運用したものがあるときは、この法律の施行の日から六月間は、その運用について同條の認可があつたものとみなす。

第十六條 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(限時的効力)
第十七條 改正後の第十條第一項第一号及び第十二條の十六第一項第五号から第七号までに規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるものとする。

(他の法律の改正)
第十八條 所得税法(昭和二十二年法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項第十号中「日本学校給食会」の下に「日本自転車振興会」を加える。

第十九條 法人税法(昭和二十二年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項第六号中「及び日本学校給食会」を「日本学校給食会及び日本自転車振興会」に改める。

第二十條 登録税法(明治二十九年

法律第二十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條第七号中「日本学校給食会」の下に「日本自転車振興会」を「日本学校給食会」の下に「自転車競技法」を加える。

第二十一條 地方税法(昭和二十五年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二條の五第一項第六号中「及び日本学校給食会」を「日本学校給食会及び日本自転車振興会」に改める。

第二十二條 通産産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

第一條中「小型自動車の性能の向上等品質の改善、小型自動車に關する海外宣伝その他小型自動車工業の振興に寄与すること」に、地方財政の改善を、小型自動車その他の機械の改良及び輸出の振興並びに機械工業の合理化に寄与すること、地方財政の健全化」を加える。

第三條の次に次の一條を加える。

(届出)
第三條の二 小型自動車競走施行者は、小型自動車競走を施行しようとするときは、省令の定めるところにより、通産産業局長を経由して、通産産業大臣に届け出なければならない。

第五條を次のように改める。

第五條 小型自動車競走場を設置しようとする者は、省令の定めるところにより、通産産業大臣の許可を受けなければならない。

2 通産産業大臣は、前項の許可をしようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、關係都道府県知事の意見を聞かなければならない。

3 都道府県知事は、前項の意見を述べようとするときは、省令の定めるところにより、あらかじめ、公聴会を開いて、利害關係人の意見を聞かなければならない。

4 通産産業大臣は、第一項の許可の申請があつたときは、申請に係る小型自動車競走場の位置、構造及び設備が省令で定める公安上及び小型自動車競走の運営上の基準

に適合する場合に限り、その許可をすることが出来る。

5 小型自動車競走は、第一項の許可を受けて設置された小型自動車競走場で行わなければならない。

6 通商産業大臣は、必要があると認めるときは、第一項の許可に期限又は条件を附することが出来る。

7 通商産業大臣は、小型自動車競走場の設置者が一年以上引き続きその小型自動車競走場を小型自動車競走の用に供しなかつたときは、第一項の許可を取り消すことが出来る。

第八条第一項中「小型自動車競走場」を「小型自動車競走の審判員」に改め、同条第二項中「小型自動車競走場」を「審判員」に改める。

第九条に次のただし書を加える。

ただし、小型自動車競走施行者が省令の定めるところにより無料入場者と定めた者からは、入場料を取らなくてもよい。

第十条の次に次の一条を加える。

第十条の二 学生生徒及び未成年者は、勝車投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

第十一条(見出しを含む。)を次のように改める。

第十一条 左の各号の一に該当する者は、当該各号に掲げる小型自動車競走について、勝車投票券を購入し、又は譲り受けてはならない。

一 小型自動車競走に関係する政府職員及び小型自動車競走施行

者の職員にあつては、すべての小型自動車競走

二 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会の役員並びに小型自動車競走の選手にあつては、すべての小型自動車競走

三 前二号に掲げる者を除き、入場料の徴収、勝車投票券の発売又は第十二条の規定による払戻金若しくは第十四条の規定による返還金の交付、小型自動車競走場の整理及び警備その他小型自動車競走の事務に従う者にあつては、当該小型自動車競走第十二条第一項中の「払戻金」を削り「あん分して」の下に「払戻金として」を加え、同条に次の一項を加える。

5 前四項の規定により払戻金を交付する場合において、その金額に一円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第十三条を次のように改める。
(払戻金の最高限度額)

第十三条 前条第一項の払戻金の額が省令で定める払戻金の最高限度額をこえるときは、その最高限度額に相当する額を払戻金の額とする。

第十四条第一項第四号中「その順位で」を削る。

第十五条中「であつてやむを得ない事情により小型自動車競走の終了後遅滞なく支払を受けることのできなかつたもの」を削り、「三十日」を「六十日」に改める。

第十六条を次のように改める。

(日本自転車振興会への交付金)

第十六条 小型自動車競走施行者は、一回の開催による勝車投票券の売上金の額が別表の上欄に掲げる金額に相当するときは、同表の下欄に掲げる金額に相当する金額を日本自転車振興会に交付しなければならない。

第十七条を削り、第十八条中「第十六条の規定により自己の収入とすべき金額の中から、勝車投票券の売上金額の百分の五を超えない金額を当該」を「一回の開催による勝車投票券の売上金の額に應じ、その額の百分の五以内において省令で定める金額を」に改め、同条を第十七条とする。

第十九条を削り、第二十条第二項中「設立し」の下に、又はこれに加入し」を加え、同条第四項を次のように改め、同条を第十八条とする。

4 小型自動車競走会は、小型自動車競走の実施を、全国小型自動車競走会連合会、審判員、選手及び小型自動車競走の登録を行い、選手の出場をあっせんし、その他小型自動車競走の公正かつ円滑な実施を図るとともに小型自動車に関する事業の振興に資することを目的とする。

第十八条の次に次の二条を加える。

第十九条 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会の役員、選任及び解任は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。

第二十条 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会は、毎事業年度開始前に、その事業年度の事業計画及び収支予算を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 小型自動車競走会及び全国小型自動車競走会連合会は、毎事業年度経過後二月以内に、その事業年度の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び損益計算書を作成し、通商産業大臣に提出しなければならない。

第二十一条を次のように改める。
(場内の秩序の維持等)

第二十一条 小型自動車競走施行者及び小型自動車競走会は、小型自動車競走場内の秩序を維持し、かつ、小型自動車競走の公正及び安全を確保するため、入場者の整理、選手の出場に関する適正な条件の確保、小型自動車競走に関する犯罪及び不正の防止その他必要な措置を講じなければならない。

2 小型自動車競走場の設置者は、その小型自動車競走場の位置、構造及び設備を、第五条第四項の省令で定める基準に適合するように維持しなければならない。

第二十一条の次に次の三条を加える。

(通商産業大臣の命令)
第二十一条の二 通商産業大臣は、小型自動車競走場内の秩序を維持し、小型自動車競走の公正又は安全を確保し、その他この法律の施行を確保するため必要があると認めるときは、小型自動車競走施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会又は小型自動車競走場の設置者に対し、選手の出場又は小型自動車競走場の貸借に関する条件を適正にすべき旨の命令、小型自動車競走場の修理し、改造し、又は移転すべき旨の命令その他必要な命令をすることが出来る。

第二十一条の三 通商産業大臣は、小型自動車競走施行者がこの法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分を違反し、又はその施行に係る小型自動車競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該小型自動車競走施行者に対し、小型自動車競走の開催を停止し、又は制限すべき旨を命ずることが出来る。

2 通商産業大臣は、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会若しくは小型自動車競走場の設置者又はその役員が、この法律若しくはこの法律に基く命令若しくはこれらに基く処分を違反し、又はその関係する小型自動車競走につき公益に反し、若しくは公益に反するおそれのある行為をしたときは、当該小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会又は小型自動車競走場の設置者に対し、その業務を停止し、若しくは制限し、又は当該役員を解任すべき旨を命ずることが出来る。

3 通商産業大臣は、前二項の規定による処分をしよとする場合に

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十五号 自転車競技法を廃止する法律案外三案

は、これらの規定に掲げる者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、自己に有利な証拠を提出し、弁明する機会を与えなければならぬ。ただし、緊急の必要によりこれらの処分をしようとするときは、この限りでない。

(小型自動車競走場の設置の許可の取消)
第二十一条の四 通商産業大臣は、小型自動車競走場の設置者が前条第二項の規定による命令に違反したときは、当該小型自動車競走場の設置の許可を取り消すことができる。

第二十二條を次のように改める。
(報告及び検査)
第二十二條 通商産業大臣は、この法律の施行に必要な限度内において、小型自動車競走場施行者、小型自動車競走会、全国小型自動車競走会連合会若しくは小型自動車競走場の設置者に対し、小型自動車競走の開催、終了及び会計その他必要な事項について報告を求め、又はその職員に、これらの者の事務所若しくは小型自動車競走場に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。
第二十三條中「小型自動車競走場、小型自動車競走」を「小型自動車競走の審判員、小型自動車競走」に改める。
第二十六條第三号中「第十一条第二号」を「第十一条第三号」に改める。
第二十七條中「第十一条」を「第十条の二又は第十一条」に、「同条」を「これら」に改め、同条の次に次の二条を加える。
第二十七條の二 左の各号の一に該当する者は、三万円以下の罰金に処する。
一 第二十二條第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
二 第二十二條第一項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者
第二十七條の三 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前五條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。
第三十三條の次に次の一条を加える。
第三十四條 左の各号に掲げる違反があつた場合は、その行為をした小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。
一 第二十二條第一項の規定により通商産業大臣の認可を受けなければならぬ場合において、その認可を受けなかつたとき
二 第二十二條第二項の規定に違反して、事業報告書、財産目録、貸借対照表若しくは損益計算書を提出せず、又は不実の記載をしたこれらの書類を提出したとき
別表を次のように加える。

別表

売上金の額	日本自転車振興会に交付すべき金額
六千万円以上 八千万円未満	売上金の額の千分の十。ただし、売上金の額の千分の九百六十が六千万円未満となるときは、当該売上金の額と六千万円との差額の千分の二百五十
八千万円以上 一億円未満	売上金の額の千分の十三。ただし、売上金の額の千分の九百四十が七千万円未満となるときは、当該売上金の額と七千万円との差額の千分の二百五十
一億円以上 二億円未満	売上金の額の千分の十五。ただし、売上金の額の千分の九百四十が九千万円未満となるときは、当該売上金の額と九千万円との差額の千分の二百五十
二億円以上	売上金の額の千分の十七。ただし、売上金の額の千分の九百三十二が一億八千万円未満となるときは、当該売上金の額と一億八千万円との差額の千分の二百五十

附則

- この法律は、昭和三十三年十月一日から施行する。
 - この法律の施行の日の前後にまたがつて開催される小型自動車競走については、改正後の第十六條及び第十七條の規定を適用する。
 - この法律の施行の際現に改正前の第八條第一項の規定により全国小型自動車競走会連合会に登録されている小型自動車競走場は、改正後の第五條第一項の許可を受けて設置されたものとみなす。
 - この法律の施行の際現に小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の役員に地位にある者の任期は、この法律の施行の日から起算して六月を経過するまでとする。
 - この法律の施行の日の属する事業年度の小型自動車競走会又は全国小型自動車競走会連合会の事業計画及び収支予算については、改正後の第二十條第一項中「毎事業年度開始前に」とあるのは、「小型自動車競走法の一部を改正する法律(昭和三十三年法律第 号)の施行後遅滞なく」とする。
 - 改正後の第十六條に規定する事項については、この法律の施行の日から三年を経過する日以後においては、別に法律で定めるところによるものとする。
- 〔報告書は會議録追録に掲載〕
〔福田篤泰君登壇〕
○福田篤泰君 ただいま議題となりました自転車競技法を廃止する法律案外

三案につきましても、商工委員会における審査の経過並びに結果の概要を御報告申し上げます。
まず、自転車競技法を廃止する法律案及び小型自動車競走法を廃止する法律案につきましては申し上げます。
右の両案は、競輪、オートレース等の射的的事業を永久化すべきでないこと、地方財政や機械工業の振興が健全な事業にたよることは好ましくないこと、及び、競輪、オートレース等が社会に悪影響を及ぼしていること等を理由として提出されたものでありまして、昭和三十四年四月一日限り現行二法を廃止するという内容のものであります。
両案は、四月十二日当委員会に付託され、同月十九日提案者の永井勝次郎君より提案理由の説明を聴取し、その後、本二十三日の委員会において採決を行いましたところ、賛成者少数をもって両案とも否決すべきものと決しました。
次に、自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案につきましては御報告いたします。
現行自転車競技法及び小型自動車競走法は、関連産業の振興と地方財政への寄与を目的として、それぞれ昭和二十三年及び昭和二十五年に制定され、昭和二十九年以後は、自転車競技法等の臨時特例に関する法律との二本建の法体系をもつて競輪及びオートレースの運営を行なつて参りましたが、この間、政府においては、競輪等が社会に与える弊害を最小限度にとどめ、これ

を健全化する方針のもとに、現行法に改革を加えるべく検討を行なつてきておりましたところ、今回成案を得て、この同改正案が提出されたのであります。

両案の内容を一括して簡単に御説明いたしますと、第一は、競輪場外車券売場及びオートレース場の設置に関する許可条件を厳重にするともに、競輪等の施行者の指定につきましても規制を強化し、競輪場等の敷地を整理調整することであり、第二は、車券購入禁止範囲の拡大、明確化、競輪場等の設置者に保安義務を課すること等によりまして、競輪等の射幸性の緩和や、事故及び不正の防止をはかることとあります。第三は、日本自転車振興会を設立することでありまして、この機関は、競輪及びオートレースの施行者から一定金額を受け入れ、これを自転車、小型自動車及びその他の機械産業の振興のために支出することを業務とするものであります。すなわち、従来自転車競技法等の臨時特例に關する法律によっておりました機械産業振興費の運用規定を自転車競技法に包含することとしたのであります。

同改正案は、三月二十六日当委員会に付託され、翌二十七日政府委員より提案理由の説明があり、その後数回にわたり質疑を行ひまして、四月十九日に質疑を終り、本二十三日に一括して採決を行いましたところ、多数をもって両案とも可決すべきものと決しました。

なお、自由民主党より自転車競技法の一部を改正する法律案に対する附帯

決議案が提出され、佐々木秀世君の趣旨弁明の後、これまた多数をもって附帯決議を附することに決しました。

質疑の内容及び附帯決議につきましてもは會議録を御参照願ふこととし、これにて御報告を終ります。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、自転車競技法を廃止する法律案及び小型自動車競走法を廃止する法律案の両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも否決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、両案とも委員長の報告の通り否決いたしました。

次に、自転車競技法の一部を改正する法律案及び小型自動車競走法の一部を改正する法律案の両案を一括して採決いたします。両案の委員長の報告はいずれも可決であります。両案を委員長の報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、両案とも委員長の報告の通り可決いたしました。

臨時受託調達特別会計法案(内閣提出)

関税法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○山中貞則君 議案上程に關する緊急動議を提出いたします。すなわち、この際、内閣提出、臨時受託調達特別会計法案、関税法の一部を改正する法律案、国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案、右三案を一括議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(益谷秀次君) 山中君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと仰ふ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。

臨時受託調達特別会計法案、関税法の一部を改正する法律案、国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案、右三案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員理事平岡忠次郎君。

臨時受託調達特別会計法案

臨時受託調達特別会計法

(設置)

第一条 政府がアメリカ合衆国政府との間に締結する受託調達契約の実施に關する政府の經理の適正を図るため、特別会計を設置し、一般会計と区分して經理する。

2 前項に規定する受託調達契約とは、防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)附則第七項に規定する受託調達契約をいう。

(管理)

第二条 この会計は、内閣総理大臣が、法令の定めるところに従い、管理する。

(歳入及び歳出)

第三条 この会計においては、受託調達契約(第一条第二項に規定する受託調達契約をいう。以下この条において同じ)に基くアメリカ合衆国政府の支払に係る収入金で当該契約を履行するため政府が締結する契約(以下「調達契約」という)に基く政府の支払に係るもの及び調達契約に基く政府の収入金で受託調達契約に基くアメリカ合衆国政府への支払に係るもの並びに支出金となつた歳出の返納金その他の収入金で歳出金に係るもの(歳出の金額に戻入されるものを除く)をもつてその歳入とし、これらの収入金をもつてする支払金で調達契約又は受託調達契約に基くものをもつてその歳出とする。

(歳入歳出予算計算書等の作成及び送付)

第四条 内閣総理大臣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の国庫債務負担行為要求書には、国庫債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額及び支出額の見込、当該年度以降の支出予定額並びに数会計年度にわたる事業に伴うものについてはその全体の計画及びその進行状況等に関する調書を添附しなければならない。

(歳入歳出予算の区分)

第五条 この会計の歳入歳出予算は、歳入にあつては、その性質に従つて款及び項に区分し、歳出にあつては、その目的に従つて項に区分する。

(予算の作成及び提出)

第六条 内閣は、毎会計年度、この会計の予算を作成し、一般会計の予算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の予算には、歳入歳出予算計算書、繰越明許費要求書及び国庫債務負担行為要求書並びに第四条第二項に規定する調書を添附しなければならない。

(剰余金の繰入)

第七条 この会計において、毎会計年度の歳入歳出の決算上剰余を生じたときは、これをその翌年度の歳入に繰り入れるものとする。

(歳入歳出決算計算書の作成及び送付)

第八条 内閣総理大臣は、毎会計年度、歳入歳出予算計算書と同一の区分により、この会計の歳入歳出決算計算書を作成し、大蔵大臣に送付しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算計算書には、債務に關する計算書を添附しなければならない。

(歳入歳出決算の作成及び提出)

第九条 内閣は、毎会計年度、この会計の歳入歳出決算を作成し、一般会計の歳入歳出決算とともに、国会に提出しなければならない。

2 前項の歳入歳出決算には、前条第一項に規定する歳入歳出決算計

算書及び同条第二項に規定する債務に關する計算書を添附しなければならぬ。

〔実施規定〕

第十条 この法律の実施のための手続その他その執行について必要な事項は、政令で定める。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 防衛庁設置法の一部を次のように改正する。

附則中第十九項を第二十項とし、第八項から第十八項までを一項ずつ繰り下げ、附則第七項中「調達を行う。」を「調達を行い、並びに受託調達契約を履行するため必要な契約の締結、検査その他の事務を長官の定めるところにより実施する。」に改め、同項を附則第八項とし、附則第六項の次に次の一項を加える。

7 防衛庁は、当分の間、第五条の権限のほか、左に掲げる権限を有する。

一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き日本国政府に無償で譲渡される予定の艦船二隻をアメリカ合衆国政府の負担において調達し、同国政府に引き渡すことを目的とする契約(以下「受託調達契約」という。)を同国政府との間に締結し、及び当該契約の実施に關する事務を行うこと。

二 臨時受託調達特別会計の経理を行うこと。

〔報告書は會議録追録に掲載〕

開税法の一部を改正する法律案右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十三年四月二十二日

衆議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷 秀次殿

開税法の一部を改正する法律案

開税法の一部を改正する法律案

開税法(昭和二十九年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十五条に次の一項を加える。

3 本邦と外国との間を往来する船舶又は航空機で外国貿易船又は外国貿易機以外のもの(公用船、公用機その他の船舶又は航空機のうち政令で定めるものを除く。以下「特殊船舶等」という。)が開港又は税関空港に入港したときは、船長又は機長は、直ちに入港届を税関に提出しなければならない。

2 前項の規定は、特殊船舶等が開港に入港した場合について準用する。

第二十四条第一項中「交通」の下に「次項の規定に該当するものを除く。」を加え、同条中第二項を第四項とし、第一項の次に次の二項を加える。

2 本邦と外国との間を往来する船舶への交通が貨物(その授受につきこの法律の規定により承認又は許可を受けた貨物及び郵便物を除く。)の授受を目的とするものであるときは、その交通は、政令で定めるところにより、税関長の許可を受け、かつ、その指定した場所を経て行われなければならない。

3 税関長は、前項の許可を受けようとする者が次の各号の一に該当する場合においては、当該許可をしないことができる。

一 その者がこの法律の規定に違反して刑に処せられ、又は通告処分を受け、その刑の執行を終り、若しくは執行を受けることがなくなつた日又はその通告の旨を履行した日から二年を経ない場合

二 その者が刑法(明治四十年法律第四十五号)第二編第十四章(あへん煙に關する罪)、たばこ専売法(昭和二十四年法律第一百一十号)、外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十四年法律第二百二十八号)、麻薬取締法(昭和二十八年法律第十四号)、あへん法(昭和二十九年法律第七十一号)、輸入品に對する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)第一条(趣旨)に規定する酒税法等その他貨物の輸出入に關し罰則の

定のある法令で政令で定めるものの規定に違反して禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経ない場合

三 その者が前二号の一に該当する者又はこれを役員とする法人の代理人、使用人その他の従業員である場合

第三十一条第一項に後段として次のように加える。

これらの貨物以外の貨物(郵便物その他政令で定める貨物を除く。)を政令で定める臨港地区その他これに準ずる地区にある保税地域に入れ、又は当該保税地域から出そうとする者も、また同様とする。

第三十一条第二項中「前項に規定する貨物」を「前項の規定に該当する貨物」に改める。

第九十七条第一項中「第二十条第二項(事故に因る不開港への入港)」の下に「(同条第三項において準用する場合を含む。)」を加える。

第一百零一条中「第三十六条(許可を受けて保税地域外に置く外国貨物)」の下に「及び関税定率法第十九条の二第二項(関税の払いもどしを受ける課税原料品に係る準用規定)」を加える。

第一百零一条に次の一項を加える。

以上入港する場合には、政令で定めるところにより、その四回目以後の入港に係る前条第二号に掲げる許可の手数を軽減し、又は免除することができる。この場合において、第九十六条第三項(期間の起算日)の規定を準用する。

第一百十三条中「十萬円」を「三十萬円」に改め、同条の次に次の一條を加える。

第一百十三条の二 第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条(外国貨物の積みもどし)において準用する場合を含む。)の申告又は検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、又は偽つた書類を提出した者は、一年以下の懲役若しくは十萬円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第一百十四条第二号中「第六十七条(輸出又は輸入の許可)(第七十五条(外国貨物の積みもどし)において準用する場合を含む。)の申告若しくは検査に際し、偽つた申告若しくは証明をし、若しくは偽つた書類を提出した者又は」を削り、同条第三号中「第十五条」の下に「第一項若しくは第二項」を加え、同条第四号中「第二十四條」の下に「第一項、第二項若しくは第四項」を加える。

第一百十五條第一号中「第十八條」を「第十五條第三項(特殊船舶等の入港届)、第十八條」に改め、「(入出港の簡易手続)」の下に「又は第二十條第

三項（特殊船舶等が不開港に入港したときの届出）を加え、同条第四号中「第五十四条」を「第三十一条第一項（貨物の出し入れの届出）の規定に違反した者又は第五十四条に、「又は帳簿」を「若しくは帳簿」に改める。

第一百六条中「第一百三十三条（許可を受けずに不開港に出入する罪）」の下に、「第一百三十三条の二（偽つた申告をする等の罪）」を加え、「当該各条の例による。」を「当該各条の罰金刑を科する。」に改める。

第一百七条中「密輸貨物の運搬等をする罪」の下に、「第一百三十三条の二（偽つた申告をする等の罪）」を加え、「偽つた申告をする等の罪」を「郵便物について偽つた証明をする等の罪」に改める。

附 則

1 この法律は、公布の日から起算して三十日をこえない範囲内で政令で定める日から施行する。

2 改正後の関税法第百一条第三項に規定する期間は、昭和三十三年に限り、同項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から同年十二月三十一日までとする。

3 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

4 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「前条」を「前二条」に改める。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案

右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条によりここに送付する。

昭和三十三年四月二十二日

参議院議長 松野 鶴平

衆議院議長 益谷秀次殿

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案

国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律

（趣旨）

第一条 この法律は、国の負担に属する年金又は恩給の支給金その他の政令で定める支払金でその支払のための資金が法令の規定により各省各庁の長から郵政大臣の指定する出納官吏に交付されるものに係る債権の管理及び当該債権に係る収納金の処理について必要な特例を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「債権の管理に関する事務」とは、国の債権の管理等に関する法律（昭和三十一年法律第百十四号）第二条第二項に規定する債権の管理に関する事務をいう。

十一年法律第百十四号）第二条第二項に規定する債権の管理に関する事務をいう。

2 この法律において「各省各庁の長」とは、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十條第二項に規定する各省各庁の長をいう。

（返還金債権の管理の特例）

第三条 第一条に規定する支払金の過誤払による返還金に係る債権（以下「返還金債権」という。）に係る債権の管理に関する事務でその発生の日から三月を経過する日までの間におけるものについては、政令で定めるところにより、国の債権の管理等に関する法律の特例を設けることができる。

（返還金債権に係る債権の管理等の事務）

第四条 返還金債権に係る債権の管理に関する事務及び返還金債権の金額の収納に関する事務は、法令の定めるところにより、郵政官署の職員が行うものとする。

（返還金債権に係る収納金の処理）

第五条 前条に規定する職員が同条の規定により収納した返還金債権の金額（次項の規定に該当する金額を除く。）は、その過誤払に係る資金の金額に戻し入れることができる。

2 前条に規定する職員が同条の規定により収納した返還金債権の金額のうち第一条に規定する支払金の過誤払による返還金に係る利息又は延滞金の金額及び前年度以前における過誤払による返還金債権の金額に相当する金額は、政令で定めるところにより、その過誤払に係る資金を交付した各省各庁の長が、その資金の交付を受けた出納官吏をしてその収納した日の属する年度の歳入に払い込ませなければならぬ。

（返還金債権に係る充当又は控除）

第六条 法令の規定により第一条に規定する支払金の支払に関する事務を行う郵政官署の職員は、その支払に係る返還金債権がある場合において、その過誤払に係る支払金を支払つた日以後当該返還金債権に係る債務の弁済をすべき者（以下「返還義務者」という。）に対して支払うべき第一条に規定する支払金の金額があるときは、政令で定めるところにより、当該金額を当該返還金債権の金額に充当することができる。

2 返還義務者が国から俸給、退職手当その他の給与（恩給を除く。）を受ける場合には、国の給与支払機関は、返還金債権に係る債権管理者の請求に基づき、当該返還金債権の金額に相当する金額をその支払うべき当該給与の金額から控除して、その控除した金額を当該返還義務者に代り国に払い込まなければならない。

返還義務者に代り国に払い込まなければならない。

3 第一条に規定する支払金のうち恩給の支給金に係る返還義務者が都道府県から報酬、給料、退職年金、退職一時金その他の給与を受ける場合には、都道府県の給与支払機関は、政令で定めるところにより、返還金債権に係る債権管理官の請求に基づき、当該返還金債権の金額に相当する金額をその支払うべき当該給与の金額から控除して、その控除した金額を当該返還義務者に代り国に払い込まなければならない。

4 前二項の規定により控除する金額は、国又は都道府県が返還義務者に支払うべき支払日ごとのこれらの規定に規定する給与の金額の四分の一をこえることができない。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

〔平岡忠次郎君登壇〕

○平岡忠次郎君「ただいま議題となりました三法律案について、大蔵委員会における審議の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、臨時受託調達特別会計法案について申し上げます。

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十五号 議長の報告

この法律案は、日本国とアメリカ合衆国との間の相互防衛援助協定に基き日本国政府に無償で譲渡される予定となつておりました。船舶の受託調達契約の実施に関する政府の経理の適正をはかるため特別会計を設置しようとするものでありまして、おもな内容は次の通りであります。まず第一に、この会計におきましては、アメリカ合衆国政府からの収入金で政府から調達契約の相手方である国内業者を支払われるもの、精算金等国内業者からの収入金でアメリカ合衆国政府へ支払われるもの等をもつてその歳入とし、これらの収入金をもつてその歳出とすることとしたしております。第二に、以上のほか、この会計の設置及び運営に關し必要な事項を規定いたしますとともに、附則におきまして、この受託調達契約の締結、実施及びこの特別会計の経理に關する事務を防衛庁において行うことといたします。また防衛庁設置法の一部改正を行ふことといたしております。

本案につきましては、審議の結果、本二十三日質疑を終了し、討論に入り、社会党を代表して横山委員より反対討論があつた後、直ちに採決いたしましたところ、起立多数をもって原案の通り可決いたしました。

次に、関税法の一部を改正する法律案について申し上げます。

この法律案は、最近における関税犯則事件の状況等に顧み、外国貿易船等でない外国往來船等についても入港届の提出を要することとし、外国往來船への交通及び貨物の保税地域への出し入れについて所要の規制を加えるとともに、輸出入についての虚偽申告等に対する罰則を強化することとするほか、不開港出入の許可手数料について減免規定を設けることとする等、所要の改正を行ふことといたしております。

最後に、国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案について申し上げます。

この法律案は、郵政官署において支払う恩給または遺族年金等の過誤払いによる返還金にかかる債権の管理及びこれが取納金の処理について、次のような特例を設けようとするものであります。すなわち、第一は、過誤払いによる返還金債権発生の日から三カ月間、国の債権の管理等に關する法律によることがなく、政令で定めるところにより、郵政官署が簡易かつ迅速に処理できることといたしております。第二は、郵政官署において返還義務者に支払うべき支払金があるときは、これを返還金債権の金額に充てることができることとし、また、返還義務者が国または都道府県から給付を受けるものであるときは、国または都道府県の給与支払い機関は、債権管理官の請求に基づいて、返還義務者に支払うべき給与

の額から返還金債権の金額を控除して国庫に払い込まなければならないことといたしております。

以上の両法律案につきましては、質疑及び討論の通告がありませんでしたので、本二十三日採決いたしましたところ、いずれも全会一致をもって原案の通り可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(益谷秀次君) これより採決に入ります。

まず、臨時受託調達特別会計法案につき採決いたします。本案の委員長報告は可決であります。本案を委員長報告の通り決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(益谷秀次君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告の通り可決いたしました。

次に、関税法の一部を改正する法律案及び国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に関する法律案の両案を一括して採決いたします。両案は委員長報告の通り決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(益谷秀次君) 御異議なしと認めます。よつて、両案は委員長報告の通り可決いたしました。

○議長(益谷秀次君) 本日はこれにて散会いたします。

午後二時四十五分散会

出席閣僚大臣

内閣総理大臣	岸 信介君
外務大臣	中村 梅吉君
法務大臣	池田 勇人君
大蔵大臣	磯尾 弘吉君
文部大臣	井出 太郎君
農林大臣	水田三喜男君
通商産業大臣	宮澤 胤男君
運輸大臣	松浦周太郎君
労働大臣	石井光次郎君
国務大臣	小瀬 彬君
国務大臣	
出席政府委員	
郵政政務次官	伊東 岩男君

朗讀を省略した報告

- 一、去る十九日次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。
 - 一、森本法の一部を改正する法律
 - 一、去る十九日参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
 - 一、日本国とチェコスロヴァキア共和国との間の国交回復に關する議定書の批准について承認を求めるの件
 - 一、日本国とポーランド人民共和国との間の国交回復に關する協定の批准について承認を求めるの件
 - 一、去る十九日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
- 道路整備特別措置法の一部を改正する法律
- 高速自動車国道法

特別とん渡り税法
渥田単作地域農業改良促進法の一部を改正する法律

一、昨二十二日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

児童福祉法の一部を改正する法律
離島振興法の一部を改正する法律
一、昨二十二日岸内閣総理大臣から益谷議長宛、次の通知書を受領した。

内閣大甲第一五一号
昭和三十三年四月二十二日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基き、国会の議決を求めるの件(全印刷局労働組合関係)」は、公共企業体等労働関係法の「全印刷局労働組合の要求に係る昭和三十三年四月以降の新賃金に關する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認められましたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、今般経営の移流用等により右裁定第一項を実施しうる見込が明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣通産甲第三三三号
昭和三十三年四月二十二日
内閣総理大臣 岸 信介
衆議院議長益谷秀次殿

本年四月十六日国会に提出した

「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（アルコール専売労働組合関係）」は、公共企業体等労働委員会の「アルコール専売労働組合の要求に係る昭和三十一年一月以降の新賃金に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当すると認められましたので、

同条第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、今般経費の移流用により右裁定第一項を実施し得る見込が明らかになりましたので、この旨御通知致します。

内閣大甲第一五〇号

昭和三十一年四月二十二日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（全造幣労働組合関係）」は、公共企業体等労働委員会の「全造幣労働組合の要求に係る昭和三十一年四月一日以降の新賃金に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認め

められましたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、今般経費の移流用により右裁定第一項を実施し得る見込が明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

内閣農甲第二五号

昭和三十一年四月二十二日

内閣総理大臣 岸 信介

衆議院議長益谷秀次殿

本年四月十六日国会に提出した「公共企業体等労働関係法第十六条第二項の規定に基づき、国会の議決を求める件（全林野労働組合関係）」は、公共企業体等労働委員会の「全林野労働組合の要求に係る一九五七年一月以降の賃金改訂に関する紛争」に対する本年四月六日の裁定第一項、第二項及び第三項の内容が、公共企業体等労働関係法第十六条第一項の「予算上又は資金上不可能な資金の支出を内容とするもの」との規定に該当するものと認めましたので、同条第二項の規定により国会の議決を求めたのでありますが、今般経費の流用等により右裁定第一項、第二項及び第三項を実施し得る見込が明らかになりましたので、この旨御通知いたします。

一、去る十九日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

田中織之進君

外務委員

大橋 忠一君

岡田 春夫君

大蔵委員

佐々木良作君

横山 利秋君

文教委員

有馬 輝武君

社会労働委員

農林水産委員

伊瀬幸太郎君

榎 兼次郎君

商工委員

運輸委員

建設委員

予算委員

松本 瀧藏君

片山 哲君

中村 時雄君

西尾 未廣君

去る十九日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

法務委員

安平 鹿一君

外務委員

松本 瀧藏君

大蔵委員

春日 一幸君

西村 彰一君

文教委員

社会労働委員

山花 秀雄君

農林水産委員

日野 吉夫君

石田 宥全君

商工委員

運輸委員

建設委員

山花 秀雄君

辻原 弘市君

西村 彰一君

川俣 清吾君

安平 鹿一君

石田 宥全君

日野 吉夫君

稲村 隆一君

鈴木 義男君

西尾 未廣君

片山 哲君

西尾 未廣君

片山 哲君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

西尾 未廣君

予算委員

大橋 忠一君

井手 以誠君

古屋 貞雄君

辻原 弘市君

川俣 清吾君

岡田 春夫君

一、去る二十日予算委員会において、次の通り理事を補欠選任した。

理事 宇都宮徳馬君（理事川崎秀二君去る三日委員辞任につきその補欠）

理事 坂田 道太君（理事重政誠之君去る二十日理事辞任につきその補欠）

理事 川俣 清吾君（理事川俣清吾君去る三月二十日委員辞任につきその補欠）

一、去る二十日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

外務委員

松本 瀧藏君

大蔵委員

草野 一郎平君

藤枝 泉介君

農林水産委員

運輸委員

予算委員

大橋 忠一君

西村 直己君

白井 莊一君

一、去る二十日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

決算委員

白井 莊一君

榎 兼次郎君

成田 知巳君

渡 君

榎 兼次郎君

成田 知巳君

渡 君

榎 兼次郎君

成田 知巳君

外務委員

大橋 忠一君

成田 知巳君

大蔵委員

山花 秀雄君

社会労働委員

藤枝 泉介君

有馬 輝武君

農林水産委員

榎 兼次郎君

石田 宥全君

運輸委員

予算委員

松本 瀧藏君

白井 莊一君

南 好雄君

田中 稔男君

榎 兼次郎君

白井 莊一君

一、昨二十二日議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

法務委員

吉田 賢一君

運輸委員

建設委員

阿 良一君

榎 兼次郎君

渡 君

勝岡田清一君

森 三樹二君

白井 莊一君

一、昨二十二日議長において、次の通り常任委員の補欠を指名した。

決算委員

西村 榮一君

勝岡田清一君

成田 知巳君

山花 秀雄君

有馬 輝武君

榎 兼次郎君

石田 宥全君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

成田 知巳君

山花 秀雄君

有馬 輝武君

榎 兼次郎君

石田 宥全君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

田中 稔男君

白井 莊一君

領した結果、次の件は自然消滅となつた旨参議院に通知した。

公共企業体等労働関係法第十六条第

二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件（全印刷局労働組合関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第

二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件（アルコール専売労働組合

関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第

二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件（全造船労働組合関係）

公共企業体等労働関係法第十六条第

二項の規定に基づき、国会の議決を求

めるの件（全林野労働組合関係）

一、今二十三日議員から提出した議案

は次の通りである。

教員養成機関の改善と充実に並びに理

数科教育及び自然科学研究の振興に

関する決議案（坂田道太君外四十二

名提出）

一、今二十三日議員から次の議案は委

員会の審査を省略されたい旨の要求

書を受領した。

教員養成機関の改善と充実に並びに理

数科教育及び自然科学研究の振興に

関する決議案

坂田道太君外四十二名

一、去る十九日議員から提出した質問

主意書は次の通りである。

損害保険株式会社の責任準備金の性

質及び帰属に関する質問主意書（春

日一幸君提出）

昭和三十三年四月二十三日 衆議院會議録第三十五号

六五四

明治三十五年三月三十一日第三種郵便物認可

定価 一部 十五円
(但し良質紙は二十円)
(配送料別)

発行所

東京都新宿区市谷本村町一五
大蔵省印刷局
電話九段(四三)一五五(五線)